

平成 28 年 10 月 12 日
中部電力株式会社

浜岡原子力発電所 3 号炉 高経年化技術評価に係る
資料のマスクングの考え方について

浜岡原子力発電所 3 号炉高経年化技術評価に係る資料については、審査の透明性を向上させ、公衆の原子力発電所の健全性に関する理解向上に資するため、以下の事項を除いて、極力情報を公開するものとしている。

マスクング対象箇所

1. 個人に関する情報

「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にあたるもの。

2. 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報

「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」にあたり営業秘密に関わるもの等、当社又はメーカーにて開示不可と判断したもの。

A. 特許、契約等に係る技術情報

A1:特許、実用新案出願予定の情報

A2:技術提携に基づく導入技術に係る情報

A3:顧客、協力会社との協定、契約で守秘義務を有する情報

B. 上記以外の技術情報

B1:競合会社はその情報を使用した場合、設計、製造、輸送、建設、運転、保守、品質保証において、コスト低減、性能向上、許認可性の向上などの面で有利となる情報（特殊材料の選定、詳細寸法、設計裕度、特殊な製作手順など）

B2:競合会社はその情報を使用した場合、技術的及び経済的に有利となる高度なソフトウェアに係る技術を含んでいる情報（メーカー独自に開発した解析コード、実験式等）

B3:メーカー独自の技術開発に係る情報（開発計画など）

3. 公共の安全等に関する情報

「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの」にあたり核物質防護に係る事項等、情報の公開により原子力発電所への不法侵入や妨害破壊活動に結びつくおそれのある情報を含むもの。

4. その他

近年の原子力発電所に関わる審査については、一般公衆に対する審査の透明性確保が重要となってきたことから、ページ全体や特定の範囲を一律にマスクングすることなく、必要な個所のみを限定して情報公開に努める。

以 上

マスキングの具体例

No	項目	事例
1	個人に関する情報	<ul style="list-style-type: none">・点検記録をエビデンスとして提出する場合の承認者，立会者，点検者等の個人名。・構造図や系統図等の設計図面をエビデンスとして提出する場合の承認者，審査者，作成者等の個人名。
2	法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報	<ul style="list-style-type: none">・高経年化技術評価書においてメーカーの営業秘密を含む情報として「非常用ディーゼル機器本体」「非常用ディーゼル機関付属設備」に関する構造図及び使用材料。
3	公共の安全等に関する情報	<ul style="list-style-type: none">・高経年化技術評価書において核物質防護に関わる情報として「コンクリート構造物及び鉄骨構造物」に関するプラント配置図。